

## 新型コロナウイルス緊急事態宣言発令による対応

誰もが無症状感染者の可能性がある中で、利用者の命・介護者自身の命・介護者の家族の皆さんの命を守るため、次の3点 持ち込まない・拡げない・うつさないに焦点を当てた行動指針を定めます。

事業はその社会的責任から出来る限り継続しますが、介護者や利用者にコロナ感染疑いが出て長期の出勤停止や隔離が続いた場合、通常時の人員基準や入浴回数を減らす、食事提供方法を変更するなどの対応が予想されます。予めご了承ください。

期間：県の緊急事態宣言期間と同じ

2020年4月8日

社会福祉法人まごころ会 小金井 明

※さらに検討が必要な事柄：

- ①感染爆発がおき医療体制が崩壊した場合に利用者が入院できず、施設待機となった場合の対応。
- ②介護者が罹患する場合や濃厚接触者となり多数が長期離脱する場合の対応。事業継続が困難となる可能性。

## 《持ち込まない》

- ・出勤前に検温し発熱有無を確認する。発熱（37.5以上）・風邪症状がある場合には管理者に速やかに報告し指示を仰ぐ。
- ・出勤時は玄関にて手洗いを行ない、マスクを着用する。
- ・発熱（37.5以上）・風邪症状・呼吸苦・強い倦怠感・味覚障害等が4日続く場合は、「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター（045-664-7761）」に連絡し指示に従うこと。その場合「コロナ感染疑い者」として管理者は旭区保健所及び横浜市健康福祉局に報告する。
- ・「コロナ感染疑い者」の仕事復帰時期はPCR検査で陰性と診断された者は除き、解熱後2週間の自宅待機後とする。自宅待機中は毎日定時に検温・記録し出勤予定日の前日に管理者に提出し最終判断を仰ぐ。
- ・利用者家族の面会禁止（4/8 依頼済み）または希望者の自宅での長期外泊。入居見学・体験入居受入れ中止。
- ・玄関入口は半分開放状態とし換気・取っ手の使用を防ぐ（日勤帯）
- ・宅配・食材会社等の物品受け渡しは玄関で行なう。サインは自分のペンもしくは印鑑で行なう。〔ボールペンからの感染報告あり〕
- ・宅配ダンボールの0.1%次亜塩素酸ナトリウム噴霧消毒（玄関に設置済み）

## 《拡げない》

- ・マスク着用（布マスク配布済み）、調理前・ケア後の手洗い厳守
- ・食事前は利用者の手洗い支援。できない人にはアルコール消毒。
- ・フロア・居室の定時換気（午前・午後の2回）
- ・フロア手すり・居室内・便器類の0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒。〔糞便からの感染報告あり〕
- ・利用者などが使う共用品（レク用品・体温計など）の0.1%次亜塩素酸ナトリウム消毒。〔体温計の持ち手部分からの感染報告あり〕
- ・利用者に発熱（高齢者は食欲不振・活気の低下のみ現れる場合もある）・風邪症状・息苦しさ・強いだるさがあった場合「コロナ感染疑い」とみなし、速やかに管理者に報告。管理者は川久保医師に相談し指示を受ける。具体的な行動は次のとおり。①原則居室対応に変更②巡視時間に検温・spo2、呼吸様などを記録する。③介助時は使い捨てグローブを使用する。④0.1%次亜塩素酸ナトリウムによる使用物品消毒。⑤Pトイレ使用を勧める⑥できるだけ使用物品は専用の物にする⑦症状が2～3日改善しない場合、管理者は「コロナ感染疑い者」として相談センターに連絡し指示を仰ぐ。同時にご家族・保健所・横浜市に連絡する。

## 《うつさない》

- ・自分が「無症状感染している」と仮定して行動する。〔実際に感染者の8割は無症状・軽症との報道がある〕
- ・外出時はマスクをつけ、帰宅時は手洗いをする
- ・狭い空間・人が多く集まる場所はできるだけ避ける
- ・大勢の人が触る物（電車やバスの手すり、エスカレーター、買い物カートやかご、お金等）を使用する場合には使い捨てグローブを着用する。（希望者には使い捨てグローブを配布）

以上